

旭川市立永山小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和7年4月 改定)

目次

はじめに

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2	市立学校の責務等	4
3	いじめの定義等	
	(1) 「いじめ」の定義	5
	(2) いじめの内容	7
	(3) いじめの要因	7
	(4) いじめの解消	8
	(5) いじめの重大事態	9
第2章	本校が実施するいじめ防止等の取組	
1	本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）	10
2	児童が主体となった取組の推進	10
3	いじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(1) 学校いじめ対策組織の構成	10
	(2) 学校いじめ対策組織の体制	12
	(3) 学校いじめ体粗悪組織の役割	12
4	いじめの防止	
	(1) いじめについての共通理解	13
	(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	13
	(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	13
	(4) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実	13
5	いじめの早期発見	
	【資料①】 いじめ発見・見守りシート	15
	【資料②】 家庭用 子どもの様子チェックリスト	16
	【資料③】 主な相談窓口	17
6	いじめへの迅速かつ適切な対処	
	(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	18
	(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援	18

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言	18
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	18
(5) 性に関わる事案への対応	19
(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	19
7 いじめの解消	
【資料④】 永山小 早期発見・事案対処マニュアル	20
8 家庭や地域、団体との連携	21
9 関係機関等との連携	21
【資料⑤】 いじめ等に関する相談対応フロー	22
10 重大事態への対処	
(1) 重大事態の発生と緊急対応	23
(2) 学校による調査	23
(3) 不登校重大事態に係る対応	
【資料⑥】 不登校重大事態に係る対応フロー	24
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	25
12 学校いじめ防止プログラム	25

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、児童だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る、社会全体に関する問題と言えるものです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」や「旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めています。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

旭川市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関

の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、全職員がアンテナを高くして、児童の様子や行動のささいな変化も見逃さず、いじめに対して毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処にこれまでも努めてきたところです。

2 市立学校の責務等

旭川市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例を踏まえ、いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けている児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行います。

また、いじめの行為に対しては、毅然とした指導を行い、直ちにその行為をやめるようにします。併せて、いじめをしたとされる児童に対しては、事情を確認するだけでなく、周囲の情報も収集して適切且つ継続的な指導を行います。

そして、いじめへの対処は学校だけではなく、保護者、教育委員会と連携し、事案によっては関係機関と連携します。重大事態が疑われる場合には、躊躇することなく関係機関と連携し、対応します。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や児童、地域の方々に対して、条例の趣旨等について普及啓発を図り、学校と地域が一体となっていじめから児童の生命と尊厳を守る機運の醸成に取り組めます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生

徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該

児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化・深刻化する。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

- 上記相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。さらに長期の期間の必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 教職員は、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を注視し、期間が経過した段階で解消の判断を行う。
- いじめの行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとと

もに、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

- いじめを受けた児童と保護者に対して、心身の苦痛を感じていないことを教育相談・面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合を考え、教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

前年度、本校は250件以上のいじめを積極的に認知しました。該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通して多くのいじめを解消することができました。まだ解消されていない件については、継続して指導を行っているところです。

「いじめはどんな理由があっても許されないと思う。」と答えた割合は、98%であり、100%になることを目標に、指導を継続していきます。「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」と答えた割合は、3%でした。目標は達成しても、誰かに相談することの重要性、そして困った時の対処法を身につけるよう今後も指導していきます。

そして、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進め、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

2 児童が主体となった取組の推進

本校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、実態に応じた「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定します。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有します。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解（高学年によるいじめ防止条例の学習）し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

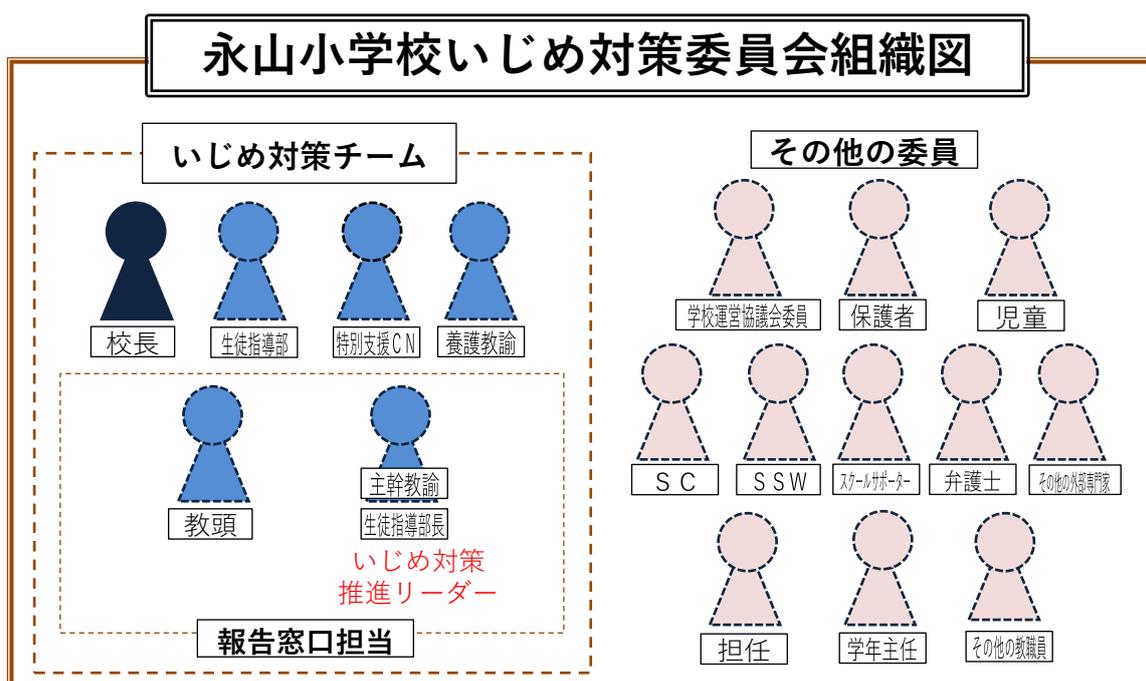
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめの問題に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会・いじめ対策チー

ム」を設置します。

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。
- 次のことを踏まえて、いじめ防止対策委員会を構成します。
 - ・ 自校の複数の教職員により構成します。いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えます。
 - ・ 「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、特別支援教育に関わる教職員等から、学校の実情に応じて決定します。
 - ・ いじめ防止対策委員会内に「いじめ対策チーム」を設置します。
 - ・ 「いじめ対策チーム」は、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定します。
 - ・ 「いじめ対策チーム」の中から「報告窓口」の役割を担うものを1名ないし複数名、うち1名を「集約担当」にします。
 - ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加します。必要に応じて外部の専門家の協力を受けます。
 - ・ 未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように柔軟な組織とします。必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

次のことを踏まえて、いじめ防止対策委員会の体制を整備します。

- ・管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
- ・全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、『いじめ防止対策委員会』に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と緊急時の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

いじめ防止対策委員会の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と会議録の作成・保管、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修（いじめ防止条例研修会の内容）において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進めます。
- イ 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ウ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。

イ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの早期発見

本校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

本校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート（資料①）」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用、関係機関等の「相談窓口（資料③）」について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、「家庭用子どもの様子チェックリスト（資料②）」を活用することも効果的です。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

【資料①】

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

【資料②】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したたがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立永山小学校

電話 0166-48-2811

【資料③】

おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）
<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロななのひゃくとおばん）
<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891
<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、いじめ防止対策委員会において、組織的ないじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、学校相互間の連携を図ります。必要に応じて教育委員会から対応への指導・助言を受けます。

7 いじめの解消

本校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

また、本校は、いじめの解消に向け次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

本校では、いじめの発見から事後の対応までを「早期発見・事案対応マニュアル（資料④）」に基づいて行います。

【資料④】

永山小 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

永山小いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【永山小いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○ 家庭、地域との連携強化

- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 家庭や地域、団体との連携

本校は、家庭や地域、団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

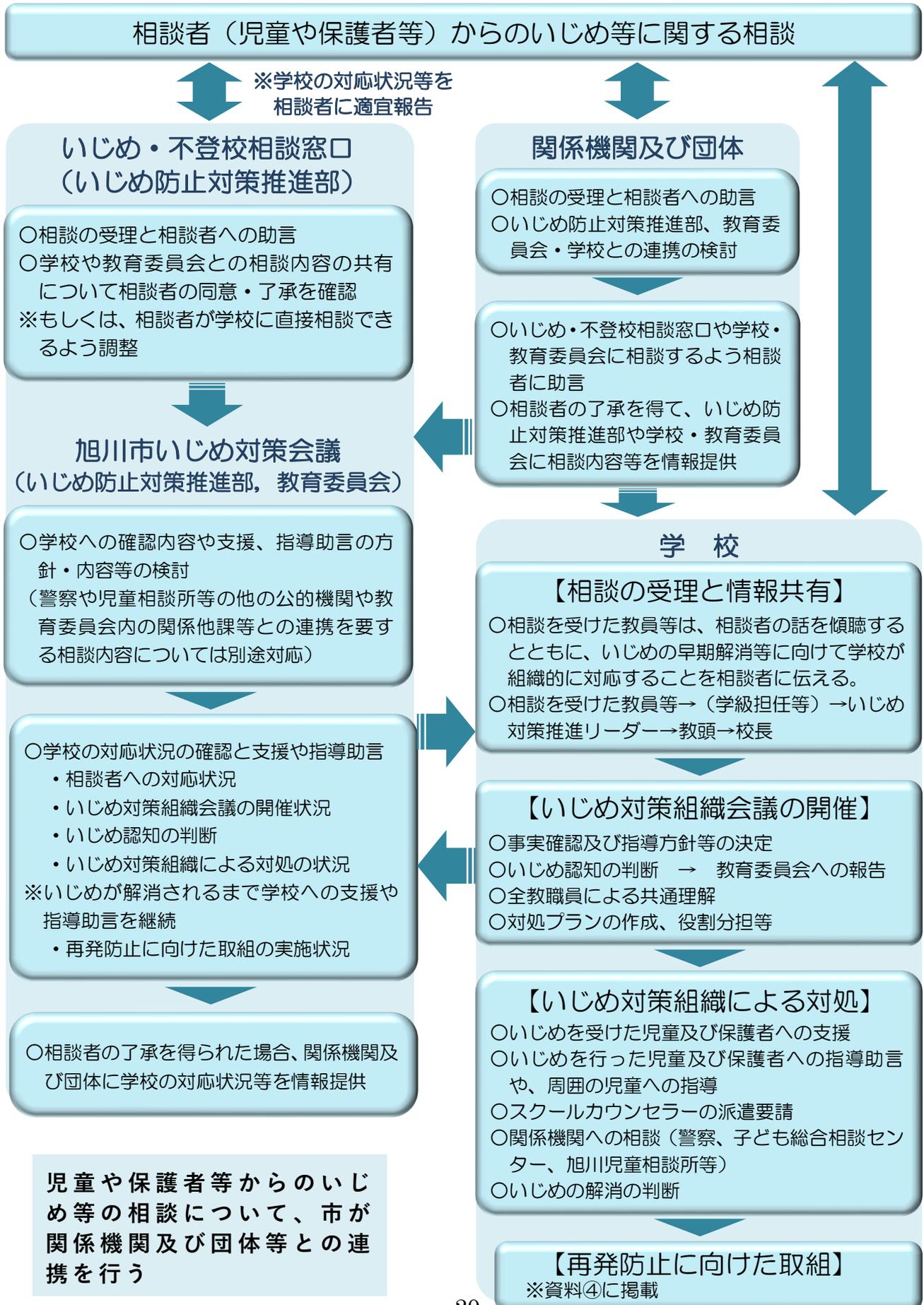
9 関係機関等との連携

本校は、家庭や地域、団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- 旭川市子ども総合相談センター・教育委員会との定期的な情報共有の場を必要に応じて設定し、連携の強化を図ります。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

【資料⑤】

いじめ等に関する相談対応フロー



10 重大事態への対処

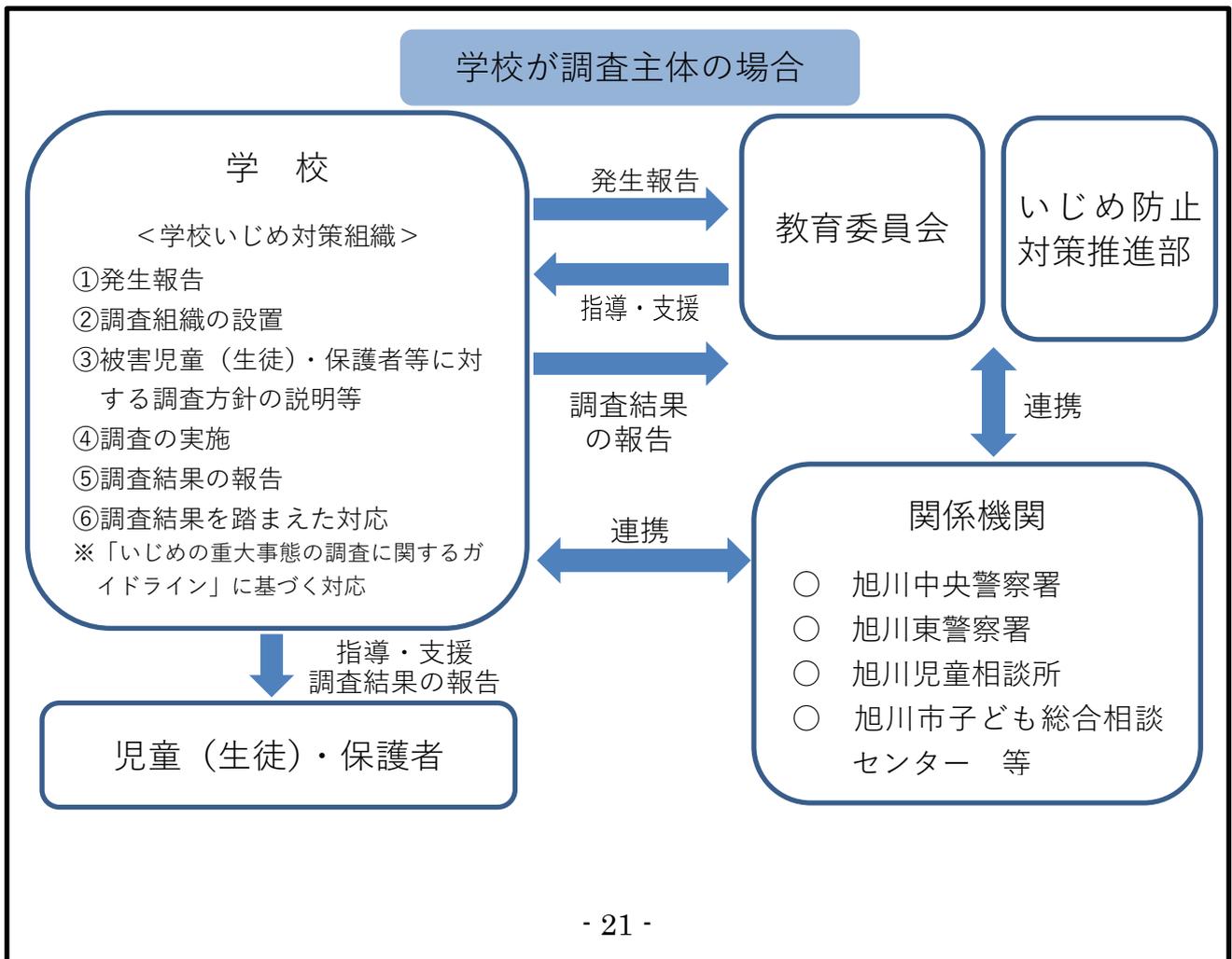
(1) 重大事態の発生と緊急対応

本校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- 重大事態に至る要因となったいじめの事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。

(2) 学校による調査

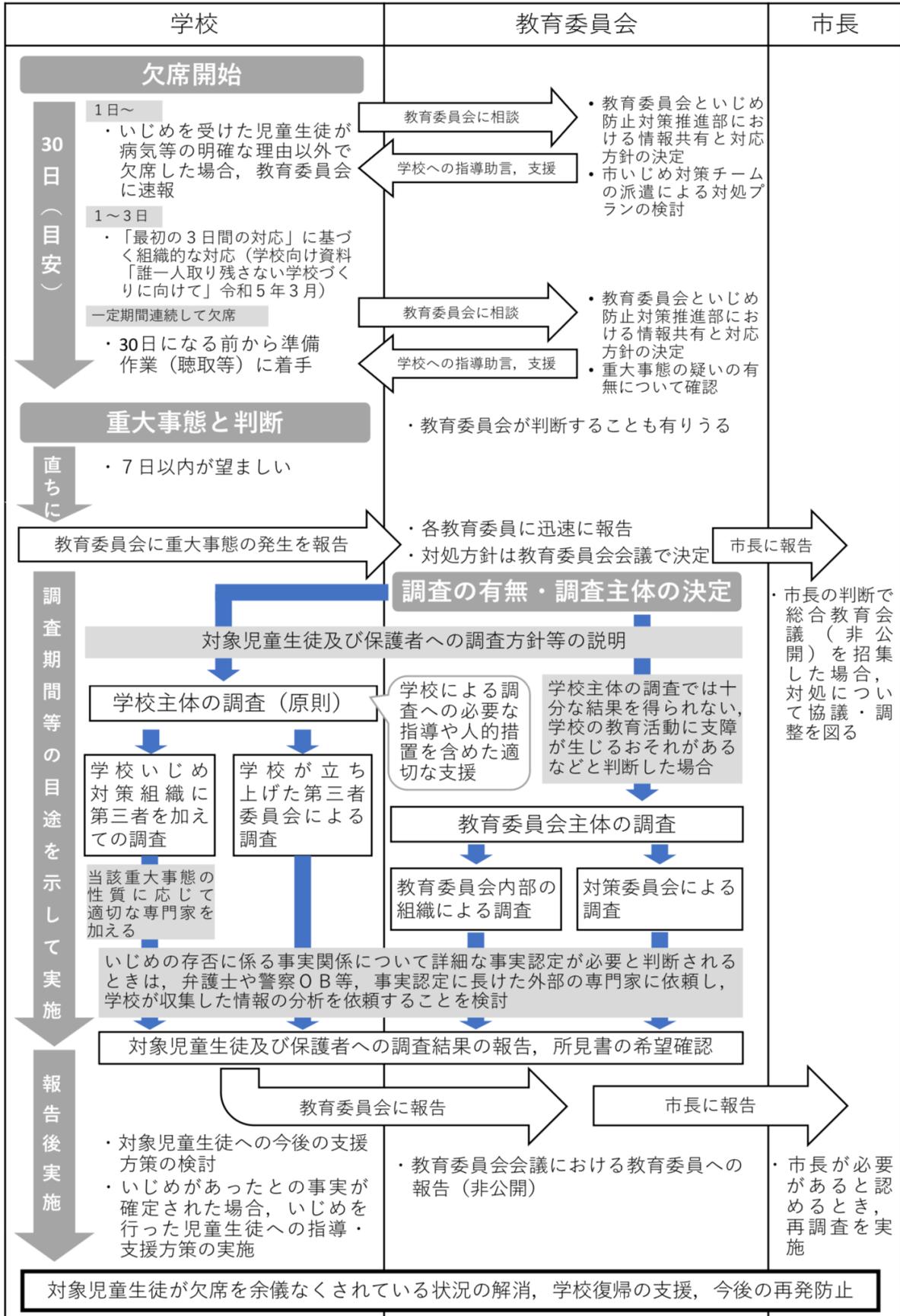
本校は、本校が調査主体となる場合の重大事態発生時に、速やかに調査し対処します。



(3) 不登校重大事態に係る対応

【資料⑥】

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 「学校いじめ対策組織」を中心に、P C D Aサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。

また、本校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進めます。

- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校だより等を活用し、周知を図ります。
- 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求めます。

12 学校いじめ防止プログラム

旭川市立永山小学校 いじめ防止プログラム

 は、未然防止の取組
 は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
教職員	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○職員会議 ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめ防止プログラム 等 ○児童理解研修① 生活相談会の開催 ・児童生徒に関わる情報交換 等	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時)	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○職員会議 ・1学期の反省 ・学年・学級経営研修会 ・夏季休業中の指導 等	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○職員会議 ・前期の反省 ・2学期の計画 等	○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○いじめの問題に関する 校内研修
	○生徒指導部会、学年会議等の定例開催						
	○生命の(いのち)の安全教育、いじめから人権を守る教育、SNSの適切な利用に係る学習の実施						
	○触れ合い活動の推進						
	○チェックリストの活用			○道教委いじめ問題への 取組状況の調査①			
	○学校ネットパトロール			○教育相談①(随時)			
	○中1ギャップ解消等のための 小中連携の推進				○市教委いじめに関する実 態調査①	○「旭川市生徒指導研究協 議会」への参加	
児童生徒	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○いじめに関する一斉学習① ・学級活動又は道徳の時間	○児童(生徒)アンケート調査①	○道教委いじめアンケート調 査①			
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等	○いじめ・非行防止強化月間①	ストレスチェック			
			○児童会活動の実施	○ネット安全教室の実施	○全校集会の実施		
			ストレスチェック				
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針 ・ネットトラブル防止等の説明		○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等 の説明 ・取組についての説明	○教育相談①(保護者) (6月下旬～7月上旬)			
	○学校いじめ防止基本方針の学 校HPへの公開			○1学期の取組の状況等につい ての公表 ・学校だより 等	○「旭川市生徒指導研究協 議会」への保護者の参加 呼びかけ		
	○チェックリストの活用			○ネット安全教室への保護 者の参加呼びかけ			
	○いじめに関わる情報収集						
		○生徒指導部便り 発行		○生徒指導部便り 発行		○生徒指導部便り 発行	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○児童理解研修② 生活相談会の開催 ・児童生徒に関わる情報交換等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○職員会議 ・2学期の反省 ・学校評価 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○職員会議 ・3学期の計画 ・学校評価の結果 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○児童理解研修③ ・児童生徒に関わる情報交換 ・次年度へ向けて 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 (定例・臨時) ○職員会議 ・新年度計画 ・情報交換 等 	
	○生徒指導部会、学年会議等の定例開催						→
	○生命の(いのち)の安全教育、いじめから人権を守る教育、SNSの適切な利用に係る学習の実施						→
	<ul style="list-style-type: none"> ○触れ合い活動の推進 ○チェックリストの活用 ○学校ネット/パトロール 	○教育相談②(児童)		○道教委いじめ問題への取組状況の調査②	○校下小中学校との連携・授業参観 等	○校下小中学校との連携・進学に伴う情報交換 等	→
			○市教委いじめに関する実態調査②	○校下小中学校との連携・授業参観 等	○教育相談③(随時)	○市教委いじめに関する実態調査③	→
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強化月間② ○参観日に道徳の時間の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調査② ○いじめに関する一斉学習② ・学級活動又は道徳の時間 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年集会等の取組 ・「全校でなかよく遊ぼう」 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調査③(随時) 		
		ストレスチェック	ストレスチェック	ストレスチェック		ストレスチェック	
			○教育相談②(保護者) (11月下旬～12月上旬)				
			○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより 等				
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における道徳の授業公開 					○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	
	○チェックリストの活用					○学校評議員会 ・取組についての説明	
	○いじめに関わる情報収集					→	
		○生徒指導部便り 発行		○生徒指導部便り 発行		→	